改 正 後

(利子税の割合の特例)

第93条 〔略〕

2 前項に規定する<u>利子税特例基準割合とは、 平均貸付割合(</u>各年の前々年の<u>9月</u>から前 年の<u>8月</u>までの各月における短期貸付けの 平均利率(当該各月において銀行が新たに 行つた貸付け(貸付期間が1年未満のもの に限る。)に係る利率の平均をいう。)の 合計を12で除して計算した割合として各 年の前年の<u>11月30日</u>までに財務大臣が 告示する割合<u>をいう。以下同じ。)に年0</u> 5パーセントの割合を加算した割合をいう。

3~6 〔略〕

改 正 前

〔同左〕

第93条 〔略〕

2 前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行つた貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を12で除して計算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

3~6 〔略〕

【施行期日】令和3年1月1日

地方税法の一部改正(抄)

改 正 後

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第56条第2項、第 64条第1項、第71条の12第2項、第 71条の13第1項、第71条の33第2 項、第71条の34第1項、第71条の5 3第2項、第71条の54第1項、第72 条の44第2項、第72条の45第1項、 第72条の53第1項、第73条の32第 1項、第74条の21第2項、第74条の 22第1項及び第2項、第88条第2項、 第89条第1項、第144条の45第2項、 第144条の46第1項、第169条第2 項、第170条第1項、第177条の18 第1項及び第2項、第196条第1項、第 277条第2項、第280条第1項、第3 21条の2第2項、第321条の12第2 項、第326条第1項、第328条の10 第2項、第328条の13第2項、第36 8条第2項(第745条第3項において準 |

改 正 前

〔同左〕

第3条の2 当分の間、第56条第2項、第 64条第1項、第71条の12第2項、第 71条の13第1項、第71条の33第2 項、第71条の34第1項、第71条の5 3第2項、第71条の54第1項、第72 条の44第2項、第72条の45第1項、 第72条の53第1項、第73条の32第 1項、第74条の21第2項、第74条の 22第1項及び第2項、第88条第2項、 第89条第1項、第144条の45第2項、 第144条の46第1項、第169条第2 項、第170条第1項、第177条の18 第1項及び第2項、第196条第1項、第 277条第2項、第280条第1項、第3 21条の2第2項、第321条の12第2 項、第326条第1項、第328条の10 第2項、第328条の13第2項、第36 8条第2項(第745条第3項において準 用する場合を含む。)、第369条第1項 (第745条第1項において準用する場合 を含む。)、第463条第2項、第463 条の2第1項、第463条の24第1項、 第481条第2項、第482条第1項及び 第2項、第534条第2項、第535条第 1項、第607条第2項(第627条にお いて準用する場合を含む。)、第608条 第1項(第627条において準用する場合 を含む。)、第687条第2項、第690 条第1項、第700条の63第1項、第7 01条の10第2項、第701条の11第 1項、第701条の59第2項、第701 条の60第1項、第720条第2項、第7 23条第1項、第733条の17第2項並 びに第733条の20第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、これらの規定 にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合 (平均貸付割合(租税特別措置法第93条 第2項に規定する平均貸付割合をいう。次 項から第四項までにおいて同じ。) に年1 パーセントの割合を加算した割合をいう。 以下<u>この項及び第5項において同じ</u>。) が 年7.3パーセントの割合に満たない場合 には、その年中においては、年14.6パ ーセントの割合にあつてはその年における 延滞金特例基準割合に年7.3パーセント の割合を加算した割合とし、年7.3パー セントの割合にあつては当該延滞金特例基 準割合に年1パーセントの割合を加算した 割合(当該加算した割合が年7.3パーセ ントの割合を超える場合には、年7.3パ ーセントの割合)とする。

2~4 〔略〕

<u>5</u> 〔略〕

6 〔略〕

用する場合を含む。)、第369条第1項 (第745条第1項において準用する場合 を含む。)、第463条第2項、第463 条の2第1項、第463条の24第1項、 第481条第2項、第482条第1項及び 第2項、第534条第2項、第535条第 1項、第607条第2項(第627条にお いて準用する場合を含む。)、第608条 第1項(第627条において準用する場合 を含む。)、第687条第2項、第690 条第1項、第700条の63第1項、第7 01条の10第2項、第701条の11第 1項、第701条の59第2項、第701 条の60第1項、第720条第2項、第7 23条第1項、第733条の17第2項並 びに第733条の20第1項に規定する延 滞金の年14.6パーセントの割合及び年 7.3パーセントの割合は、これらの規定 にかかわらず、各年の特例基準割合(当該 年の前年に租税特別措置法第93条第2項 の規定により告示された割合に年1パーセ ントの割合を加算した割合をいう。以下こ <u>の条において同じ</u>。)が年7.3パーセン トの割合に満たない場合には、その年(以 下この条において「特例基準割合適用年」 という。) 中においては、年14.6パー セントの割合にあつては当該特例基準割合 適用年における特例基準割合に年7.3パ ーセントの割合を加算した割合とし、年7 3パーセントの割合にあつては当該特例基 準割合に年1パーセントの割合を加算した 割合(当該加算した割合が年7.3パーセ ントの割合を超える場合には、年7.3パ ーセントの割合)とする。

2~4 〔略〕 〔新設〕

5 〔略〕